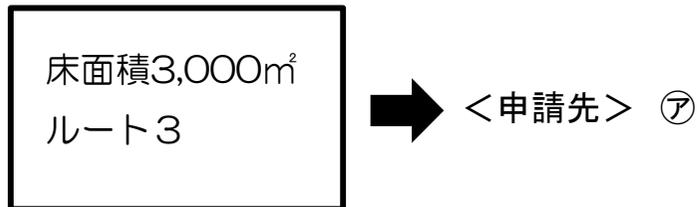


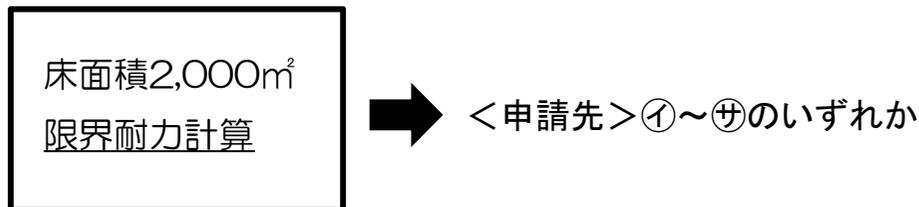
<事例1>



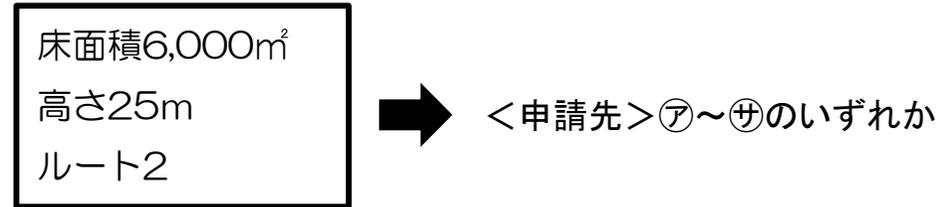
<事例2>



<事例3>



<事例4>



<事例5>



<申請先>

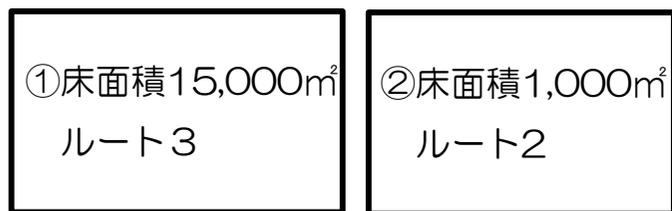
ア~㉑のいずれか
ただし、①②は同じ機関に
申請してください。

一の確認申請に係る計画において、構造計算適合性判定を要する建築物の部分が2以上がある場合は、同一の機関に申請してください。

<事例5>

②はアのみに申請できる建築物ですが、①がいずれの機関にも申請できる建築物ですので、①、②ともア~㉑いずれかの判定機関に申請できます。(ただし、同一の機関に申請してください。)

<事例6>



<申請先>

①~㉑のいずれか
ただし、①②は同じ機関に
申請してください。

<事例6>

②はアのみに申請できる建築物ですが、①が①~㉑のいずれかに申請できる建築物ですので、①、②とも①~㉑のいずれかの判定機関に申請してください。(ただし、同一の機関に申請してください。)

ア(一財)福井県建築住宅センター

①(一財)日本建築センター ㉑(一財)日本建築総合試験所 ㉒(株)グッド・アイズ建築検査機構 ㉓(株)東京建築検査機構

㉔(株)建築構造センター ㉕日本建築検査協会(株) ㉖(一財)ベターリビング ㉗(一財)住宅金融普及協会

㉘ビューローベリタスジャパン(株) ㉙ハウスプラス確認検査(株)